

ＥＣ統合の進展と将来予測

目 次

1 はじめに

2 E C 統合の歩み

- (1) 欧州経済共同体の発足
- (2) 欧州経済の低迷と域内市場白書

3 1992市場統合

- (1) ローマ条約の改正（单一欧洲議定書）
- (2) 市場統合の内容
- (3) 統合による産業の変化
- (4) 市場統合の阻害要因及び副作用

4 通貨統合

- (1) マーストリヒト条約以前の通貨政策とその効果
- (2) マーストリヒト条約と通貨同盟の可能性

5 E C の今後の発展

- (1) E C 加盟国の拡大
- (2) 管轄事項の拡大と E C 政府の権限拡大
- (3) 欧州連合（E U）成立の可能性
- (4) 連邦政府実現への課題と E C の将来像

6 E C と日本との関係

- (1) 市場統合が世界情勢に与える影響
- (2) 激化が予想される日本との摩擦
- (3) 日本・E C の制度の調和
- (4) 日本とE C の長期的な関係

7 おわりに

概要

- 1 ECは発足後35年を迎え、大きく変化しようとしている。1985年の市場統合白書で1992年末までにヒト、モノ、資金、サービスの4つの域内自由化を達成することとし、その統合プログラムにしたがって着々と各国の調整作業が進んでいる。統合プログラムの眼目は、EC統合の阻害要因となっていた非関税障壁の除去であり、現在までに国境管理の廃止、技術・安全基準の調和、金融業等の営業の自由化などが達成されつつある。
- 2 市場統合をさらに推進して通貨統合、政治統合に発展させることを目的としてマーストリヒトにおいて1992年2月に欧州連合条約が調印された。通貨統合プログラムでは、1999年までに各國の通貨を統合すると共に、金融政策を欧州中央銀行に集中させようというものであるが、これは各國に厳しい経済政策を強いるものであり、統合がスケジュールどおり順調に進むかどうかは疑問である。
- 3 ECの今後の拡大については、EFTA諸国、中欧諸国などの加盟が予想されるが、加盟国の増加は効率的な意志決定手続きを難しくする。また、マーストリヒト条約ではEC政府の大幅な権限拡大が予定されているが、これは中央政府がその意志決定について市民に直接責任を負うシステムを必要とし、現在のEC政府の構成を大幅に変更していくこととなろう。
- 4 市場統合が順調に進展し、ECが国際社会で単一の経済主体として行動するようになれば、これから国際経済秩序の形成にECが果す役割は拡大しよう。その場合、日本との関係についてもより積極的な働き掛けが予想され、日本としてはECとの関係がより深まっていくこともあり、対米関係と同等の配慮が必要となっていくであろう。

1 はじめに

1957年に発足したECは、発足後35年を迎えて大きく変化しようとしている。1992年いっぽいでEC域内の資本移動、労働力移動が自由化されるとともに、銀行業、運送業などのサービス産業の域内営業が自由に行えるようになる。また、国境管理が廃止され、ヒト、モノの移動が完全に自由になる。

ECは1992年末に市場統合を完成することになるが、ECの統合はそれだけにとどまらない。1992年2月に調印された欧州連合条約（マーストリヒト条約）では、今世紀中に通貨統合を果たし、マルク、ポンド、フランなどを廃止してECUへ統一しようという大胆な取り組みが予定されている。さらに、同条約ではECを経済共同体から政治・防衛的機能を有する欧州連合へ発展させようという構想となっている。

ECはこのように統合の内容を大きく変化させているが、ECの範囲も拡大を続けている。発足時には6ヵ国だったECの構成国は、1992年時点では12ヵ国に倍増している。今世紀中に北欧などのEFTA諸国が加盟するのは確実視されており、その他ハンガリーなどの中欧・東欧諸国の加盟も予想されている。

ECの統合内容の進展や加盟国の大拡大は世界情勢へ大きな影響を及ぼすこととなる。すでにECはアメリカを凌駕する世界で最大の経済共同体となっているが、そのプレゼンスは今後ますます大きくなっていくことが予想される。ECが政治統合を果たしアメリカに匹敵するスーパーパワーとして国際舞台で活躍するようになれば、将来の世界秩序に与える影響も無視できないものとなる。第2次世界大戦後の世界秩序は、米ソの冷戦対立のもとでアメリカ主導で形成してきたが、今後はECが主役となる可能性も大きい。

日本にとって、ECはアメリカにつぐ重要な貿易相手であり、ECの変化が日本に与える影響は大きい。統合なったECが日本に対して閉鎖的な市場となるおそれもある。さらに、現在の日米構造協議に類似した調整をECが日本に求めてくることも予想される。

このペーパーでは、まず、ECの今までの歩みを概観し、1992年市場統合のもたらす効果について分析する。そのうえで将来のECの姿を予測し、日本への影響について分析する。

EC統合の歩み

- 1957.3 ローマ条約締結、EEC（欧州経済共同体）成立(1958.1段)
1962.1 共通農業政策発足
1967.7 EC（欧州共同体）成立
1968.7 関税同盟締結（対外共通関税）
1973.1 イギリス、アイルランド、デンマーク加盟
1979.3 EMS創設(European Monetary System: 欧州通貨制度)
　①ERM(Exchange Rate Mechanism:為替相場メカニズム)
　　各国通貨を一定の範囲内で変動
　②ECU(European Currency Unit: 欧州通貨単位)
　　各国通貨によるバスケット通貨
1981.1 ギリシア加盟
1983.6 EC首脳会議「欧州同盟に関する宣言」を採択
1985.6 「域内市場白書」発表。1992年末までに市場統合を行う
1986.1 ポルトガル、スペイン加盟
1986.2 単一欧州議定書調印(1987.7発効)
　○ヒト、モノ、資本、サービスの4つの自由化を達成する
　○閣僚理事会の採択方式を全会一致制から特定多数決制へ
1989.12 欧州理事会で社会労働憲章を採択
1990.10 1993年から共通の労働政策へ
1990.10 ドイツ統一。旧東ドイツ地域、ECへ編入
1990.10 イギリス、ERMへ加盟
　　（通貨統合第1段階、実質的に達成）
1991.12 EC首脳会議(Maastricht)、ローマ条約改正案を採択。
　　経済統合から、通貨統合、政治統合へ。欧州市民権を設定
1992.2 マストリヒト条約調印
1992.5 EFTAと欧州経済地域条約(EEA)調印。1993年から4つの自由化を実現

2 EC統合の歩み

(1) 欧州経済共同体の発足

ECの先駆をなしたものは欧州石炭鉄鋼共同体（E C S C）である。ヨーロッパ統合の構想はローマ帝国の復活構想として中世から連綿として続いており、神聖ローマ帝国やナポレオン帝国などにも引き継がれている。しかし現実には、ヨーロッパはフランク王国の分割以来、フランス、オーストリアなどの列強各国に分裂した状態となり、列強が資源をめぐり互いに抗争を続けていた。そのクライマックスが第1次世界大戦であり、戦場となったヨーロッパは、壊滅的な被害を受けた。

さらに第2次世界大戦でより甚大な被害を受けたヨーロッパを待っていたのは、冷戦によるヨーロッパの分割であった。戦後の世界ではヨーロッパの発言力は著しく低下し、アメリカが超大国として台頭してきた。こうした状況のもとで、廃墟となつたヨーロッパを復興させるためには、資源をめぐる抗争を将来にわたって防止するシステムが必要であるとの認識が深まってきた。また、ソ連及び共産圏に組み込まれた東欧に対する危機感から、西欧を統合することの必要性が強く認識されるようになってきた。

このような状況を背景にして1951年に欧州石炭鉄鋼共同体（E C S C）が発足した。これは、両大戦が独仏の石炭及び鉄をめぐる領土争いに端を発した経験をふまえ、エネルギー源（石炭）及び鉄の共同管理を目的とした組織である。また、欧州原子力共同体（E U R A T O M）も発足した。

以上の統合の経験を経済全般に広げ、西欧の市場統合を目的としてローマで1957年に調印されたのが欧州経済共同体条約（ローマ条約）であり、これが現在の欧州共同体（EC）の基本法となつた。発足当時の構成メンバーは、ベルギー、オランダ、ルクセンブルクのベネルックス3国及びフランス、西ドイツ、イタリアの合計6カ国であった。

ローマ条約第2条では、欧州共同体の目的として「共同市場の設立及び経済政策の漸進的接近による共同体の経済発展、生活水準の向上を図る」と規定されており、当初から単なる自由貿易圏の形成ではなく、政策協調を含んだ共同市場の形成をうたつていた。

欧州共同体の政策は第3条に列記されているが、そのうち主なものとしては、

- 域内関税の撤廃及び共通対外関税
- 非関税障壁の撤廃
- 人、サービス、資本の自由移動
- 農業、運輸に関する共通政策の確立
- 健全な競争の確保

○経済政策の調整及び国際収支の均衡 などが掲げられている。⁽¹⁾

なお、ローマ条約により国家主権が制約されるのを嫌ったイギリスは、自由貿易のみを内容とする欧州自由貿易連合（EFTA）を1957年に発足させた。構成国は、イギリスのほかスウェーデン、デンマーク、ノルウェーの北欧諸国とスイス、オーストリアの中立国及びポルトガルの合計7カ国であった。

（2）欧州経済の低迷と域内市場白書

欧州経済共同体は、1967年にはECS、EURATOMと統合執行部を設置して欧州共同体（EC）となった。ECは1967年に工業製品の、1968年には農産物の域内関税を撤廃し、1968年からは対外共通関税を設置して関税同盟を成立させた。また、1960年代以降のGATT交渉などを通じてECは国際法上の法主体として外国からも認知されるようになった。

1973年にはイギリス、アイルランド、デンマークの加盟を認め、構成国が9カ国に拡大したECであったが、1970年代には市場統合の進展はとどこおってしまった。理由の一つは、石油危機による不況のもとで各国が自国の産業を保護するために非関税障壁を乱発したためであり、もう一つはECの合意形成プロセスが全会一致制であり、全ての加盟国が拒否権を有していたので政策調整が前進しなかったことによる。

1970年代から80年代にかけての2度の石油危機でEC諸国は深刻な不況に陥り、失業、インフレ、財政赤字などの問題を抱えていた。一方、日本は2度の石油危機をドラスティックな産業構造の転換で乗り切り、順調に立ち直りを見せていた。EC内では日本の台頭、EC產品の対外競争力の低下に対する危機感が高まっていった。

このような状況のもとで、域内関税の撤廃だけでは市場統合が実現できず、その結果統合の利益が享受できないので日本など他の工業国に対する競争力が十分發揮できていないとの認識を受けて、1985年に域内市場白書が出され、1992年末までに完全な域内市場統合を達成することが目標とされた。

域内市場白書では、EC各国の非関税障壁や各種の国内規制が市場の分割をもたらしており、これがEC企業が規模の利益を享受できない主な原因であるとし、真の市場統一を実現するため、人、モノ、資本、サービスの4つの自由化を推進することを提言した。

3 1992市場統合

（1）ローマ条約の改正（单一欧洲議定書）

低迷するEC経済の立直しを図るため、1985年に域内市場白書が出され、翌年それ

を実現するためにローマ条約の大幅な改正が行われた。これが単一欧洲議定書といわれるものであり、主要な改正点は次のとおりである。

① EC法制定手続きの改正

市場統合に関するEC法の制定手続きは、従来の全会一致を特定多数決に改める。EC法は行政府であるEC委員会が理事会に法案を提出し、理事会が法案を採択することにより成立する。この理事会の手続きを特定多数決制に改めたことにより、手続きの大幅な迅速化が可能となった。

なお、特定多数決は、各国の人口を勘案し構成国に対してフランス10票、オランダ5票などと票を割り振り、12カ国合計76票のうち54票で多数決とするものである。⁽²⁾

② ECの権限範囲の拡大

市場統合の進展とともに、競争力の低い地域は先進地域と厳しい競争におかれることになる。このため、域内の経済格差を是正し、後発地域の経済発展を図るため、地域振興政策をECの新たな業務とする。

また、EC産業の競争力を高めるため、研究・技術開発を行うほか、環境対策をEC全体に関係するものとして業務に追加する。

(2) 市場統合の内容

① 基準・認証の調和

市場統合の主な内容は一覧表のとおりである。市場統合の眼目は、各国の基準の調整、国境管理の廃止、サービス市場の統合の3点に分類できる。域内市場白書では、ヒト、モノ、資金、サービスの4つの自由化を達成するため、従来EC各国の裁量にまかされていた分野に関して大幅にEC政府への委譲を求めている。特に、非関税障壁がEC経済の発展を妨げてきたことを重視し、今後各国の恣意が働かないようにしている。

そのための手段としては、各国基準の欧洲基準化あるいは相互承認によるとしている。建築資材を例にとれば、従来は各国で性能基準、耐火基準などが異なっているため、ある国の企業の建築資材は輸入国の基準をも満たさないかぎり輸出できず、EC全体の規模の経済が享受できていなかった。このため、市場統合白書では、欧洲基準機関への各国基準の統合を行うこととしている。これら基準の統一は、食品、化粧品、医薬品、科学製品、産業機械など多岐にわたり、全部で80本近い法令の制定が必要となっている。

1992市場統合の内容

——「域内市場白書」のプログラム——

I 物理的障壁

- ① 国境管理の廃止
- ② 動植物の検疫手続きの簡素化
- ③ 輸入数量規制の禁止

II 技術的障壁

- ① 基準認証制度の統一
 - 技術基準の統一
 - 食品・医薬品の安全基準等の調整
- ② 政府調達手続きの統一
 - ③ 労働力移動の自由化
 - 域内における居住権の付与
 - 医師、薬剤師の営業資格の相互承認
 - 高等教育証書の相互承認
 - ④ サービス部門での市場統合
 - 銀行業、保険業、証券業のユニバーサル化
 - 運送サービスの自由化（特に航空業でのカボタージュ）
 - ⑤ 資本移動の完全自由化
 - ⑥ 会社法の統一
 - 欧洲経済利益団体の創設（ECレベルの法人格付与）
 - 他国での支店開設、合併に関する規定

III 財政的障壁

附加価値税、間接税の格差調整
課税基準の統一

基準の統合は、重要なものとそれ以外のものとに分類される。まず、人の安全、健康に関する項目については、法令によってEC統一基準を作成する。それ以外の項目については、欧洲レベルの民間団体に基準の作成を委ねる。基準の作成にあたっては、欧洲標準化委員会（CEN）、欧洲電気標準委員会（CENELEC）などの民間団体が欧洲規格を作成する。⁽³⁾

さらに、1990年には欧洲試験・認証機関（EOTC）が設立され、各国の試験結果の相互流通性を高めるために、品質検査や試験にかかる標準の整備及び民間の検査・認証機関の格付けを行っている。

② 国境管理の廃止、サービス市場の統合

ECは1968年に域内関税を撤廃してはいるが、現在でも、動物・植物検疫、付加価値税の調整、統計データの収集などさまざまな必要に基づいて国境管理が行われている。このため、国境において膨大な書類の提出が求められ、時間的ロスや人手のロスは非常に大きい。域内市場白書では、これらを国境管理以外で処理し、国境でのフリーパスを実現することにし、それにもとづきECでは100本に及ぶ法令の作成を行っている。

サービス市場の統合では、金融業と運送業に対する規制緩和が中心となっている。現在は、銀行業であれば、各國ごとに営業許可を受けるほか業務内容、支店開設、自己資本、大口貸付け限度などについて進出先の政府の規制を受けている。市場統合プログラムでは、1989年の第2次銀行指令により、営業については銀行単一免許制度を導入し、EC域内のどこかで免許を取得すれば他の国での免許なしに営業ができるようにした。また、各種の規制及び指導については、母国主義が導入された。なお、EC域外の企業が今後新たに進出しようとする場合の許可権限は、各國政府からEC委員会へ委譲された。

（3）統合による産業の変化

市場統合プログラムでは、1992年末までに282本のEC法を成立させ、市場統合を完成させる予定にしている。技術基準の調整は順調に進んでいるが、サービス業については、生命保険、証券業や運送業における調整作業がとどこおっている。

EC法が成立しても直接は効力を持たない点にも留意すべきである。EC法には、成立後直接加盟国の国内法となる「規則」のほかに、EC法の成立を受けて各國が国内法の改正を行ってはじめて効力をを持つ「命令」があるが、市場統合関連法は命令であるため、各國が国内法の改正を行わないと市場統合は実行力を持たない。EC命令が各國に効力を持つまでにはある程度のタイムラグが発生することになる。

以上の進捗状況を見ると1992年末までに市場統合が100%完成するとはいえない

であろう。しかし、EC各国は市場統合の完成に向けて努力しており、1～2年の遅れはあってもほぼプログラムどおり市場統合を達成できると思われる。⁽⁴⁾

それでは、市場統合によってEC経済はどう変化するのだろうか。まず、国境管理の廃止によってロスタイルや書類手続きなどの手間が省ける。それに加えて運送業の市場統合が達成されるので、域内での流通が効率化する。一方、製造業は技術基準の統一によってEC全体を市場とすることが可能となる。今まで各国の基準を満たすためにそれぞれ国に工場を持っていたのが、より有効な配置が可能となるので、経営の効率化が見込まれる。また、資本移動の自由化、金融サービスの単一市場の実現によって資金調達コストの低減も見込まれている。

1990年代を通じて市場統合効果は徐々に現われてくるであろう。すでに自動車、電機業界では大規模な再編が始まっている、金融業界でも国境を越えた大型合併が相次いでいる。今後は企業の合併・統合が一層進み、EC全体を市場とする大企業が出現してくる。その過程でのリストラ投資が経済を刺激し、ECの経済成長に貢献することとなる。ECでは、市場統合の結果アメリカや日本の企業に太刀打ちできる競争力のあるEC企業の登場を期待している。

では、建設関連分野の動向はどうなっているだろうか。この分野に関しては、加盟各国の公共調達の域内開放、建築資材にかかる規格の調和、建設業の域内での営業の自由化等があげられる。公共調達と規格の調和については、各国間の制度の細部にわたる違いが大きく、統合作業はすみやかに進んでいるとはいえない。しかし、国境を越えた建設工事の受注は活発化している。ECでは、市場統合と並行して域内の地域振興に力を注いでおり、後進地域の経済発展を促進するために、国際ハイウェー等のインフラ整備を積極的に進めている。また、統合に伴う企業進出、設備投資も活発化している。こうした旺盛な建設需要に対応して、ECの建設業界では国境を越えた合併・吸収などの再編が進むと思われる。

(4) 市場統合の阻害要因及び副作用

ECの市場統合は本当にEC企業の競争力を強めることになるだろうか。まず、統合が各国によって骨抜きにされる恐れはないのか。1968年に達成された域内関税の撤廃は、70年代及び80年代の不況下での非関税障壁による保護策で効果を半減された。今回はその非関税障壁の撤廃を目的としており、その点では心配はない。また、技術基準に関する各国の行政権限は、EC共通基準へ吸収されているほか、相互承認の縛りを受けており、自国産業の優遇策は防止されている。

しかし、自国企業への援助、助成などは依然として可能であり、産業政策において各国が自国企業の育成に走るようになれば、市場統合が骨抜きになる恐れがある。EC政府は、こうした事態を未然に防止するため、市場統合後の課題として、産業政策の調和に乗り出そうとしている。

EC企業の抱えているより大きな課題は、市場規模の拡大が競争力に直接結びつかないかという点にある。日本企業が国際競争力を身につけてきたのは、1億人という大きな市場を有していたこと以外に、積極的なR&D投資、合理化投資を進めてきた点も見逃してはならない。単に市場が拡大しただけであれば、EC域内での発展が可能なだけである。R&Dへの積極的な投資、不採算部門の整理などの体力増強を図らない場合は、EC企業は、日本企業と太刀打ちできる企業を育成するために市場統合を行ったにもかかわらず、結果的には依然として競争力を發揮できないという事態も考えられるのではないだろうか。

一方、市場統合を行うということは、今まで保護されてきた競争力の弱い企業が淘汰されていくことでもある。この場合、地域によっては失業や景気の停滞などが発生する。特に基幹産業の発展が遅れている南欧諸国においてその可能性が高い。ECは地域振興のための予算を倍増させることで今回の市場統合に南欧諸国の同意を取り付けたが、今後こうした地域開発経費がECの財政ひっ迫く要因となっていく恐れもある。いずれにしても周辺地域の産業転換、失業対策は市場統合後のECの最大の課題となっていくであろう。⁽⁵⁾

4 通貨統合

(1) マーストリヒト条約以前の通貨政策とその効果

1991年12月にオランダのマーストリヒトでEC首脳会議が開催され、従来のECの内容を大幅に変更するローマ条約改正案を採択した。翌年2月に条約は調印され、ここにECは今世紀末までの単一通貨の実現に向けて歩きだしたのである。

ここでは、マーストリヒト条約の内容を見る前に、ECで今までにどのような通貨政策がとられてきたかについて概観しよう。

1971年のニクソン・ショックをうけてECでは翌年「EC為替相場同盟」を結成し、お互いの通貨を一定の範囲内で変動させるシステムを作った。しかし、石油危機とともに経済情勢の悪化の中で、各国がつぎつぎと離脱したためこれは途中で瓦解してしまった。

通貨政策の協調が復活するのは、1979年の欧洲通貨制度（EMS）の成立によってである。EMSは、加盟国通貨の共同フロート制であり、各國通貨は一定幅で変動が認められており、変動幅を超えそうになったときは、加盟国は無制限の介入義務を負うものである。また、バスケット方式の通貨単位を導入し、これを欧洲通貨単位（ECU：エキュー）と名付けた。EMS発足当時はイギリスを除く8カ国が参加したが、その後EC加盟国の拡大、イギリスの参加（1990年）などによって1992年現在でギリシャ以外の11カ国が参加している。

EMSが発足して10年あまりたっているが、この制度が各国経済へ与えた影響は大きかった。各国は中央値の上下2.25%という極めて限られた範囲でしか為替変動が認められないため、強い通貨（マルク）を有するドイツの金融政策に連動する政策を余儀なくされた。ドイツ連銀は伝統的に強力なインフレ対策をとつておらず、ドイツのインフレ率は他の加盟国に比べてかなり低かった。EMS以前は各国のインフレ率の差は為替変動によって調整されていた。しかしEMSの中では為替調整が限定されるので、各国はドイツ連銀にならってインフレ対策に真剣に取り組むことになった。この結果各国の物価上昇率の格差は収束した。

EMSのもたらしたものはインフレの終息であったが、それには痛みを伴った。インフレ退治に重点をおく厳しい金融政策は、不況時の財政出動によるインフレ政策を困難にした。また、平価切り下げによる逃げ道もふさがれており、各国は厳しい失業対策、産業転換政策を余儀なくされることとなる。すなわち、EMSのもとでは、ドイツ流の厳しい金融政策の採用が必要とされるにいたつたのである。

(2) マーストリヒト条約と通貨同盟の可能性

1989年4月にドロール・レポートが発表され、通貨同盟（EMU）への3段階のスケジュールが明記された。

第1段階 全加盟国のEMS加盟

第2段階 欧州通貨機構の創設

第3段階 各国通貨の統一、金融政策の欧洲中央銀行への一元化

これをふまえてマーストリヒト条約により詳細なプログラムが承認された。第1段階はイギリスのEMS加盟で実質的に達成されている。マーストリヒト条約では、94年に第2段階に移行し、遅くとも99年には第3段階へ移行するとしている。

第3段階では、各国の通貨はECUに一元化され、EC域内に単一通貨が流通することになる。公定歩合、準備率の決定権限は、各国中央銀行から欧洲中央銀行（ECB）の手に移される。ここに到りECは経済・通貨の面では欧洲連合の実体を達成することになる。すなわち、加盟国は経済・通貨の分野においては主権国家から欧洲の地方政府に変質する。

第3段階に移行するのは以下の4条件を満たした国に限定される。

- ① 物価上昇率： 低い3カ国の平均値+1・5%以下
- ② 為替の安定： 過去2年間ERMでの切り下げなし
- ③ 金利水準： 長期金利が低い3カ国の平均値+2%以下
- ④ 財政赤字： 年度赤字がGDPの3%以下及び債務残高が同じく60%以下

・ 欧州通貨同盟はスケジュールどおり成立するだろうか。結論からいうと難しいと思う。第2段階までは、各国は通貨主権を放棄しないで移行が可能だろう。マーストリヒト条約では、域内の経済が収斂するのをまって第3段階へ移行するプログラムとなっているが、問題は、各国の経済が収斂するかどうかである。

第3段階では各国は独自の景気対策を制限されることになる。公定歩合は欧州中央銀行に握られ、自国の都合で操作できなくなる。また、自国通貨を失うので為替調整による対応は不可能になる。一方、財政出動を行おうとしても、条件④でしばりがかかり、むしろ景気の悪化による税収の落ち込みを受けて、増税、歳出カットなどの厳しい財政運営を余儀なくされる。残された道は、非効率部門の切り捨て、産業構造改善などの経済立直しだけである。はたして各国はそのような苦い薬を国民に飲ませることが出来るだろうか。

ドイツのように中央銀行が景気対策よりインフレ対策を重視し、政府の干渉を頑としてねかえしてきた歴史を持つている国ならば格別、中央銀行が政府の景気浮揚策をサポートしてきたような国では、容易にドイツ的な政策への国民のコンセンサスは得られまい。

たしかに、EC各国の経済は収斂がめざましい。インフレ率の格差も1980年の15%から1990年には4%と著しく縮小した。92年の市場統合が完成されれば資本移動の自由化や金融業の単一市場の誕生などにより、EC経済がいっそう一体化していくことは十分予想できる。しかし、それは金融政策の統合を必ずしも必要条件としない。各国からは政策協調で十分ではないかとの声が出てこよう。さらに、政府の財政政策と中央銀行の金融政策を密接にリンクさせてきた国では、ドイツ連銀的な独立中央銀行の出現によって、金融政策のみならず財政主権さえも剥奪されてしまうことに強い抵抗を感じるのではないか。

こうした点を考えると、通貨統合は各国が通貨主権・財政主権の喪失を補って余りあるメリットを認めないかぎりうまくいかないといえる。すなわち、政策協調のレベルを超えて通貨統合まで突き進むだけの求心力が得られるかどうかがポイントといえよう。マーストリヒト条約は時の勢いで調印されたものの、その実現にはしばらく時間がかかるのではないか。ローマ条約にしても、1957年の成立時には12年で完全な市場統合を達成する予定にしていたが、実際は35年たった1992年に完成している。今回のマーストリヒト条約にしても、理想を高く掲げているが、その達成には長期にわたる地道な積み上げが必要となるのではないだろうか。

仮に通貨同盟が成立するとすれば、それは次の2つのシナリオのもとで可能となる。

1) 単一金融市場が順調に形成される

市場統合の効果が順調に現われ、資本移動の自由化とあいまって単一金融市場が成立する。金融機関はEC域内に広く支店網を広げ、相互進出が進むほか、全欧レベル

の巨大金融機関が台頭してくる。

その結果各国独自の金融政策の有効性が減少する。ある国が公定歩合操作を行うと金融機関は資金を他の地域にシフトするなど、政策の効果が減ることになる。また、母国主義の原則のもとでは、自国の領域内で営業している他国の銀行に対する金融政策の影響力は著しく制限されるため、金融政策が有効に機能しない。こうして各国が独自の金融政策に固執するメリットよりもデメリットのほうが大きくなり、欧州中央銀行への統合への求心力が働くようになる。

なお、各国の中央銀行の政策の有効性が減じた場合には、権限のEC中央銀行への集中（求心力）とは反対に、各国の金融政策の分裂及び障壁の再構築（遠心化）も起これりうる。それを防止するには、統合によって経済状況の悪化する後進地域の産業転換、雇用促進が必要であり、後進地域の不満を抑えるだけの地域振興策をセットとして採用することが必要となる。

2) 第三国への対抗上統合を進める

ある第三国に対抗するには通貨統合しかないという状況が発生する。市場統合を完成させたにもかかわらず、EC企業の競争力は回復しない。その理由として、EC域内が多数の通貨に分かれているため、統合のメリットを享受できず、為替コストなどが足をひっぱっているという認識が高まってくる。一方で、日本やアメリカのEC市場への進出あるいはロシアの台頭などの脅威が日に日に増してくる。こうした脅威に対抗するには、通貨同盟による金融政策の統合が必要との声が高まる。

1957年のECの成立、1992市場統合それぞれの求心力として敵国ないし対外的脅威の存在を利用したことは確かであり、それが内部のエゴを乗り越える原動力となってきたといえる。通貨統合もそうした外部圧力が発生すれば各国のエゴを乗り越えられるようになる。

現実的な予想としては、マーストリヒト条約も予定しているとおり、2ギア方式の通貨統合であろう。全加盟国を含めた通貨統合を一挙に実現するのではなく、まず経済の収斂を実現した国々で統合をはたし、その後条件を満たした国を徐々に参加させていく方式である。現行のEMSがまさにこうした柔軟な政策を採っており、加盟の有無（ギリシャは未加盟、イギリスは発足後10年たってから加盟）、フロート幅の設定（原則は上下2・25%だが、6%もOK）など実現できるところから統一を進めていくという非常に柔軟なシステムをとっている。通貨統合は、EMSの延長線上にあり、この柔軟路線を踏襲して漸進的に統合を進めていくのが最も現実的といえよう。

スケジュールどおりに通貨統合が進展するかどうかを占う場合の重要な要素は、通貨統合の中心となるドイツの状況であろう。最近までEC唯一の優等生だったドイツは、旧東ドイツの復興のためにインフレ、財政赤字などが発生しており、第3段階移

行への4条件を満たせなくなっている。ドイツが参加しない通貨同盟は、マルクなしのECUであり、まず実現性はない。ドイツが東地域の復興にどれだけすみやかに成功するかが1990年代に通貨統合が実現にあたってのポイントとなろう。

なお、2ギア方式をとった場合、現在のECUと統一通貨としてのECUの2種類のECUが併存して混乱をきたすとの指摘も無視できない。⁽⁶⁾

5 ECの今後の発展

(1) EC加盟国の拡大

当初6カ国で発足したECは、現在2倍の12カ国となっている。1992市場統合を完成させるまでは新規加盟交渉をストップしていたECだが、その後は新規加盟ラッシュが予想される。

まず、EFTA諸国の加盟であるが、EFTA諸国はすでにEC経済に取り込まれており、EFTA域内よりECとの貿易額のほうが圧倒的に多くなっている。93年からは欧州経済地域（EEA）がスタートし、ECとEFTAはヒト、モノ、資本、サービスの4つの自由化を達成し、共同市場が成立する。また、通貨統合についても、EFTA各国は自国通貨をECUにリンクさせており、EMSにおける統合が進んでいる。⁽⁷⁾

EFTA諸国は、EEAではECの政策決定過程に参加できないことから、ECへの参加を希望する国が多い。ECサイドから見るとEFTA諸国は高所得国であり、加盟によるECへの負担増は少ないので加盟は歓迎の方向である。すでにオーストリア、フィンランド、スウェーデンとの交渉が1993年から開始される予定である。なお、EFTA全体が加盟すると市場規模は3,200万人増加する。

次に加盟の実現性が高いのは中欧のポーランド、ハンガリー、チェコスロバキアの3国である。これらの国は市場経済の経験もあり、すでにECとの間にローマ条約に基づく準加盟協定を結んでいる。現在推進中の市場経済化が順調に進めば21世紀初頭の加盟も可能であろう。なお、課題は所得格差、未完備のインフラ、農業政策の調和などである。3国の加盟で市場規模は6,400万人拡大する。

問題はそれ以外の国々の加盟がありえるかという点にある。トルコはすでに加盟を申請している。バルカン半島の旧共産圏諸国やバルト3国、ウクライナやベラルーシの加盟の可能性もある。そのほか、マルタ、キプロスも加盟を希望している。

ECはすでにポルトガル、ギリシア、アイルランドなどの地域政策に労力を費やしており、1992年の市場統合後は後進地域の振興がより重要問題化することなどを考えると早急な加盟はありえないのではないか。また、EFTA諸国と異なり、これらの国々は宗教、民族などにおいて現加盟国と相當に隔たりがあることも確かである。

加盟があるとすれば、政治的要因に基づくケースが考えられる。たとえば、冷戦期にギリシアの加盟が共産圏への対抗上認められたように、第3国の脅威が発生した場合に、ECサイドにバルカン、バルト諸国を組み入れようという動きが出てこよう。その場合の脅威は、ロシアによってもたらされるかもしれない。

21世紀の第一四半期（2025年）までを考えれば、少なくともEFTA諸国、中欧諸国の加盟は確実と思われるが、その結果加盟国の数は現在の12から20以上に増えることになる。現在、ECの主要な政策決定は、各国首脳による欧洲理事会（EC首脳会議）でなされているが、現在でも意見調整に多大なエネルギーが費やされていることをみると、参加メンバーがこのように増加した場合、手続きが著しく遅延する恐れが高い。こうしたことをふまえると、参加国の増大に伴ってECの政策決定機構の仕組みを改編する動きが高まっていくと予想される。

（2）管轄事項の拡大とEC政府の権限拡大

ECの管轄事項はローマ条約に規定されている。1986年の单一欧洲議定書によってローマ条約が改正され、ECの管轄事項に地域振興、研究・技術開発、環境の3分野が正式に追加された。地域振興は、1989年から具体的な援助を開始しており、今後ECの中心事業となっていくものと思われる。また、研究・技術開発に関しては官民協力して各種のプロジェクトに着手している。環境については、各国が地続きであり、酸性雨や水質汚濁など、国家をこえて取り組む必要が高いことから、1973年から環境行動計画を作成している。

1992年のマーストリヒト条約では、新たに9分野をECの管轄として追加した。エネルギー、汎欧洲ネットワーク、産業、観光、消費者保護、公共医療、市民保護、文化、そして開発・協力である。また、ECの枠外であるが、1989年にイギリスを除く11カ国により社会労働憲章を採択し、1993年から共通の労働政策を採用することとしている。

マーストリヒト条約では、外交や防衛についてもECの役割拡大をうたっている。ECでは1970年に欧洲政治協力（EPC）を発足させ、各国外相による定期的連絡調整を行ってきたが、单一欧洲議定書で初めて外交協力を明記した。マーストリヒト条約では、それを共通外交政策に拡大している。また、防衛に関しては西欧同盟（WEU）をECの防衛機構とすることを明記した。また、警察分野でも欧洲警察機構（ユーロポール）の設立が予定されている。

このような管轄事項の拡大は、今後EC中央政府と加盟各国との関係をどう変えていくのだろうか。ECの管轄事項はもはや「共同市場の設立及び経済政策の協調（ローマ条約第2条）」を大幅に踏み超え、行政全般にわたる連邦政府的な機能をはたそうとしている。今後EC政府と各国政府との権限調整が重要課題として浮上してくると思われる。例えば、地域振興は各国政府とECの施策が競合しており、いずれ整理

が必要となる。具体的には現在のローマ条約を発展させて欧洲連合憲法（ＥＵ憲法）を制定し、連邦政府と各國政府の権限範囲を明確にすることが必要になってくるであろう。また、その場合は欧洲人権宣言も付加され、欧州市民権の内容が明記されることとなろう。

さらに、ＥＣ政府の予算財源についても明確化する必要がある。ＥＣの予算は、1992年度で660億ＥＣＵであり、財源は関税収入、農業課徴金収入、各國の付加価値税の一部吸い上げ、各國ＧＮＰ比率による拠出金の4種類からなっているが、基本的には各國政府に依存している状況である。今後、ＥＣの権限が拡大するにつれて予算額の増大は必至であり、独自財源の確保にむけたＥＣ政府と加盟各國とのせめぎあいはより激しくなっていくであろう。

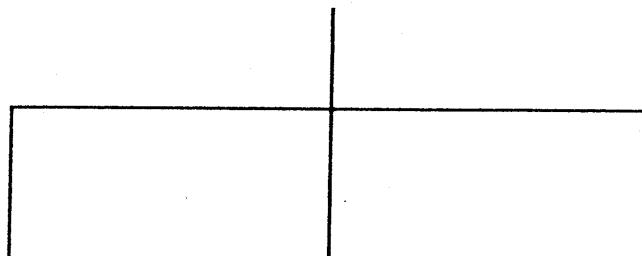
（3）欧洲連合（ＥＵ）成立の可能性

通貨同盟については、先に見てきたように近い将来における成立は難しいと思われるが、2025年までという長期的タイムスパンの中では、経済パフォーマンスの収斂が進めば実現の可能性はあるといえよう。さらに、ＥＣ政府が直接ＥＣ市民に政策の責任を負うシステムが確立されれば、政治同盟にまで到る可能性もあるといえよう。

ＥＣ政府はすでに1992年の市場統合をふまえて製品の安全・規格に関する権限を獲得した。社会労働憲章によって社会保障、労働者保護に関する規則、命令制定権も付与された。通貨同盟が成立して金融・財政主権がＥＣに委譲されれば、内政面では実質的に連邦政府と同等の権限が与えられることになる。

マーストリヒト条約の全体構成

欧洲連合（ＥＵ）



欧洲共同体（ＥＣ）

共通外交・防衛
司法・警察協定
協定

しかし、外交・防衛面での連邦政府の成立にはより時間がかかると思われる。共通の外交・防衛政策をEC政府が採るためには、主権国家からの権限委譲が必要であるが、各国のこの分野に関する利害は様々に異なっており、金融・経済分野と異なり収斂は容易ではない。さらに、EFTA諸国の加盟によってメンバーが増えればますます各国の利害調整が難しくなる。

さらにアメリカの反対がある。防衛政策については、アメリカは自国がメンバーになっていないWEUをEC軍とすることに猛反対するであろう。経済大国となったECが英仏の核を含めた共同軍を結成すれば、既存の国際秩序に対する大きな変更要因となる。アメリカは、欧洲の防衛に関してはコミットメントが可能なシステムに固執するであろう。⁽⁸⁾

（4）連邦政府実現への課題とECの将来像

今後EC政府が情勢の変化にすばやく対応して政策決定を行っていくには次のような課題が残っている。それはECの効率的な意志決定システム及びEC市民への責任体制の確立である。

すでに述べてきたように、EC統合とともにEC政府と各国のきしみは増大しており、争点もさまざまな分野にわたっている。今後、ECの統合がスムーズに進むかどうかは錯綜する各国の利害をどう調整していくかにかかっている。例えば、各国に対して自国産業の保護政策をどうやって抑制するか、また、南欧に対する地域振興のための支出をどうやって裕福な北側の国々に承知させるか、といった問題がある。

これには、各国家を超える意志決定システムの確立が必要である。国民国家であれば、投票等の選挙活動を通じた議会システムのなかで地域間、産業間のきしみを調整することが可能である。また、議会での決定については、その責任を選挙などを通じて国民に負うシステムとなっている。ところが、ECでは、EC議会の直接選挙は1979年から実施されているものの、立法権はEC議会ではなく各國政府の代表からなる理事会にある。また、重要な政策決定も各國首脳による欧洲理事会で行われている。現状では責任を国民に直接負う仕組みになつていないうえ、加盟国が増加するとこうしたシステムでは効率的な意志決定が阻害される恐れが大きい。

EC政府が連邦政府として機能するためには、ECの政策決定を各國政府の首脳会議から多数決制のもとでの欧洲議会に委譲させる必要がある。さらに、立法権限をEC議会に集中し、行政府であるEC委員会の委員長を欧洲大統領としてEC市民の直接選挙で選出するような改正が必要であろう。

ECの域内統合が進展し、新規加盟国が参入するにつれて、域内南北問題の調整が重要な課題として浮上してくるだろう。この調整は、各国レベルでは限界があり、利害の総合的な調整はECの場でなされることになるだろう。その面からも、市民に直接責任を負うEC政府が必要とされる。

なお、EC議会の権限は、単一欧洲議定書やマーストリヒト条約で大きく拡大された。従来は主に予算決定権限に限られていたのが、EC理事会と実質的に立法権を共有するに至った。いわば、上院、下院といった関係になったということもできる。また、議会には法案提出権がなく、行政府であるEC委員会のみが権限を有していたが、これについても委員会に対する法案提出請求権を議会に付与することにより、議会の権限強化を図っている。⁽⁹⁾

以上の論点をふまえ、大胆にECの将来予測を行うと、次のような年表にまとめることができる。なお、年代についてはあくまで目安程度である。

ECの将来年表

- | | |
|---------|--|
| 1993年 | ECA発足 |
| 1995年ころ | 単一市場完成 |
| 1990年代 | EFTA諸国の加盟
単一市場効果によるEC経済の成長
通貨同盟は一時棚上げ（東ドイツ復興に苦しむドイツの消極性）
地域振興予算をめぐる各地域の争い |
| 2000年代 | 中欧3ヵ国の加盟（当面は関税同盟にとどまる）
加盟国増加による意志決定の遅延が問題に
通貨同盟の進展：主要国の参加が実現 |
| 2010年代 | 欧洲憲法の制定→欧洲連合（EU）の結成
欧洲議会への立法権限の集中
欧洲大統領制の導入
独自財源の充実（VATなど） |
| 2025年まで | EUへの外交権限の集中
バルカン諸国、バルト諸国の加盟 |

6 ECと日本との関係

(1) 市場統合が世界情勢に与える影響

ECは1990年代には経済統合を達成すると予想されるが、統合ECが世界情勢の中ではたす役割はどのようなものになるだろうか。ここでは経済面に議論をしほって述べることとしたい。ECはアメリカをしのぐ世界で最大規模の経済主体となっている。統合までは各国の利害が一致しない場面が多く、日本、アメリカに対して積極的な働きかけをしてこなかつたが、今後単一の経済主体として行動するようになれば、アメリカにかわって世界経済秩序のリーダーシップを握ることも可能である。

現在のO E C D 加盟国24カ国のうちECとE F T Aを合わせると18カ国が欧州諸国である。世界の経済秩序は主に先進国間の交渉で形成されており、E F T Aとの統合後のECが先進国ほとんどを占めるということは、ECが今後の世界経済秩序形成にあたって圧倒的な影響力を持つことを意味する。第2次世界大戦後の経済秩序はアメリカ主導でなされてきたが、今後はG A T Tやサービス貿易に関する一般協定(G A T S)作成の場などでECがはたす役割は飛躍的に増大するのではないだろうか。

このことは、各国の制度の調和作業においてEC基準が国際基準となる状況を意味する。ECは、市場統合における技術・安全基準の調和作業においてI S Oへの情報提供に応じるなど、着々と条件整備を進めている。今後の多国間交渉の舞台においてEC基準の国際標準化への流れが強まる可能性は高い。もちろん、アメリカがもうひとつ大きな経済主体として影響力を行使しつづけるであろうから、EC基準の採用が順調に進むかどうかは留保が必要である。しかし、これも裏から見れば、ECとアメリカが妥協すれば、他の国がそれに異議をさしはさむのはほとんど不可能ということにならないだろうか。すなわち、今後の世界経済秩序は、アメリカとECの両大国によって決定される図式が現われてくるのである。

産業別に見た場合も市場統合の影響は大きい。金融、運輸などのサービス部門での市場統一により、銀行、証券、航空などの分野で世界的な強力企業の出現が予想される。また、製造業においても、M & Aの進展等により3億人市場に立脚する巨大な企業体が各分野で現われてくるであろう。これら巨大企業が従来EC各国に重複していた生産拠点の整理・統合を進め、R & D投資を積極的に進めれば、日米の優良企業にとっても手強い競争相手が台頭することになる。

(2) 激化が予想される日本との摩擦

ECは、欧州のほとんどの主要先進国を構成員にしており、世界経済、貿易などにはたす役割は大きい。世界のG D Pの25%を占め、世界貿易の50%近くを占める巨大市場である。日本経済との結びつきも大きい。日本の総輸出額に占めるECの割合は約

20%にのぼる。（巻末データ参照）

日本とECの経済的結びつきは大きいものの、貿易内容には大きな不均衡が見られる。対EC収支は、ここ数年日本の大幅な黒字となっており、1991年の日本の対EC輸出額は590億ドルで、輸入額は320億ドルとなっている。対EC収支は深刻なアンバランスになっているといえる。

こうした日本の大幅な出超は貿易產品の違いによるところが大きい。日本からは自動車、電気機械類などのハイテク製品がほとんどであるが、ECからの輸入は、ウイスキーや衣類などの低付加価値產品が多い。

こうした状況をふまえ、自動車の輸出枠の設定などによる対応がなされてきたが、このまま不均衡が是正されない場合は、ECの対日政策はより厳しいものとなることが予想される。1992年の市場統合自体は必ずしも第3国をねらいうちにしたものではないが、市場統合によっても対日貿易不均衡が解消しない場合は、ECサイドからは「市場統合で障壁をとりはらい、自由競争による効率化を進めたのにもかかわらず、日本との収支が依然として改善しないのは、日本の市場が閉鎖的であり、障壁や差別的取り扱いをおこなっているからである」との主張がなされてくる可能性がある。その場合は、日米構造協議類似の交渉が発生すると思われる。

市場統合は、不採算部門の合理化という痛みをともなうものであるが、これもECの対日政策の硬化をもたらす要因となりうる。現在ECでは製造業、運輸業、金融業などさまざまな分野で企業の合併・吸収が進んでいる。域内の垣根が取り払われ、今まで政府の規制によって保護されていた国々の企業は、強力な他の加盟国の企業に飲み込まれようとしている。こうした産業調整の痛みを産業合理化によって失業する国民に納得させるためには、「統合されるのは欧州企業の拡大のためであり、日本企業が漁夫の利を得ることはない」との説明が必要であり、産業調整を理由として日本企業のシェアを制限しようという動きは今後大きくなっていくと思われる。

(3) 日本・ECの制度の調和

日本とECとの摩擦は、従来はEC市場が舞台であり、EC市場での日本製品の抑制に重点がおかれていた。今後もこれは重要課題として残っていくと思われる。しかし、今後は摩擦の重点が舞台を日本市場に移していくことも懸念される。市場統合以前は、日本市場の閉鎖性を批判する声がEC各国からあがってきても、EC各国の基準・制度がバラバラであったことや利害が一致しなかったことにより、日本に対する圧力も分散されたものとなっていた。

市場統合で共通基準・ルールを達成したあとは、交渉テーマも域内市場統合で達成した4つの自由の日本市場への適用など、広範にわたることも考えられる。ECは市場統合のさいに各国で進めた技術基準の調整やサービス業の自由化を相互主義の名のもとに日本に対して求めてくると思われる。建設政策と関連が深い分野で具体的に考

えられるのは、

I 技術・安全基準（相互認証協定の締結）

II 資格・営業許可の相互承認

III 公共調達

などがありうる。

なお、これは二国間協議で行なわれる可能性もあれば、GATTなどの場で多角的に行なわれる可能性もある。後者の場合は、イギリス、フランス、ドイツなどの先進主要国が採用しているEC基準を世界基準として採用せよとの要求をしてくるであろう。

ECは1992市場統合における各種基準の調整、非関税障壁の除去、サービス産業の自由化などをGATTを先取りするものとして位置付け、今後の交渉において同様の作業を日本など第3国へ求めてくるであろう。そして、ECでの実績を先行的事実として、それへのすりあわせを日本などに求めてくると思われる。

（4）日本とECの長期的な関係

これから21世紀にかけて日本とECとの関係は、より緊密なものとなっていくと予想される。EFTA諸国等の新規加盟による範囲拡大、通貨統合、政治統合などの欧洲連合化の進展に伴い、ECの世界に占める重要性はより高まっていくであろう。日本のECへの直接投資やECからの直接投資も増大し、相互依存関係はより深まつていくであろう。ただし、相互依存が深まるにつれ摩擦もより広範なものとなっていくこともまた確かである。より密接な関係となるということは、お互いの利害が錯綜する分野が広範になることを意味するからである。

21世紀のECは日本にとってアメリカに匹敵する重要度を有する地域となっているであろう。これからのECとの関係を考える場合は、こうした視点に立ち、アメリカへの目配りは続けるとしても、ECの動向にもっと注目することが重要ではないだろうか。

7 おわりに

ECは発足以来、求心化と遠心化をくりかえしてきたといえる。発足から1960年代にかけては、関税同盟の成立、共通農業政策の発足など、統合が進んだ。石油危機から80年代前半にかけては、各国の景気の停滞により統合の進展はストップし、むしろ各国の自国産業優遇政策による遠心化が懸念されるなど、ユーロペシズムの時期であった。80年代後半からは、単一欧洲議定書による1992年末までの市場統合プログラムが始動するなど、一転して明るい展望が開けてきた。

そのクライマックスが1992年のマーストリヒト条約の調印である。この条約により、ECは従来の経済共同体といった性格を大きく変化させ、通貨統合ひいては政治統合をめざすという欧州連合構想がスタートした。ところが、そうしたユーフォリズムに冷水を浴びせたのが、同年6月のデンマークの国民投票による条約批准の否決である。これで将来への展望は一転して不透明となつた。さらにドイツでは、旧東ドイツとの統一による後遺症から経済パフォーマンスを悪化させており、金融政策での他の加盟国とのきしみが大きくなつてきている。

事態は今年を境に求心化から遠心化へ転じたようにも見える。通貨統合がスケジュールどおり実現するかどうかは疑問であり、EC経済の牽引車であったドイツが旧東ドイツ問題でてこずる状況もここしばらく続くと思われる。しかし、長期的視点からみれば、EC統合は着実に進展していくであろう。

デンマークの条約批准否決の背景には、自分たちの直接の代表でないEC政府に広範な権限を与えることに対する不安感があったといえるが、EC政府における代表民主制の在り方は、ECの権限拡大にともなっていざれ解決せねばならぬ課題といえる。1996年に予定されているマーストリヒト条約の見なおし作業の中で取り扱われることも考えられる。

また、1990年代には1992市場統合の効果がさまざまな分野で現れ、90年代を通じて名実ともにECの経済共同体としての実体が備わってくるものと思われる。特に、国民経済のうち年々拡大を続ける金融等のサービス部門における自由化の効果は大きいといえる。こうして経済・金融の一体化が進み、一方で地域新興が順調に進展すれば、EC域内における経済パフォーマンスの収斂が達成され、通貨統合のための条件整備が整うことになる。

これをふまえ、21世紀に入ってから通貨統合ひいては政治統合への取り組みが開始されることとなろう。1957年にローマ条約により成立したECも当初予定した内容の完全な実現には35年を要している。1992年に調印されたマーストリヒト条約についても、そのぐらいの長期的視野のもとで地道な調整が続いていくことであろう。

そもそもヨーロッパの統一は、843年のヴェルダン条約でフランク王国が解体して以来1150年ぶりの快挙であり、ヨーロッパ史上に残る偉業といえよう。さらに、軍事力によらずして国民国家を止揚して欧州連合を建設することは人類史上初の壮大な試みとして十分評価に値するものであり、今後の動きを関心を持って見つめていく必要がある。

付 記

このペーパーでは議論されなかつたが、E Cの金融市場の統一が日本経済に及ぼす影響も重要と思われる。日本企業の国際化の進展や資金調達の国際化の流れの中で、欧州の金融市場が統一される意味は大きい。日本企業の国際化の分析及び金融の将来像など、他の研究官が進めている分析をふまえて研究していくことしたい。

2000年以降の日本とE Cとの関係についても十分な検討を行っていない。これは、G A T T体制が21世紀にはどう展開しているか、また日本の世界経済における地位がどうなっているなどを踏まえて検討すべきであると考えており、これらの研究が進んだ後に改めて分析を深めていきたい。

(研究官 小林浩史)

参考図表

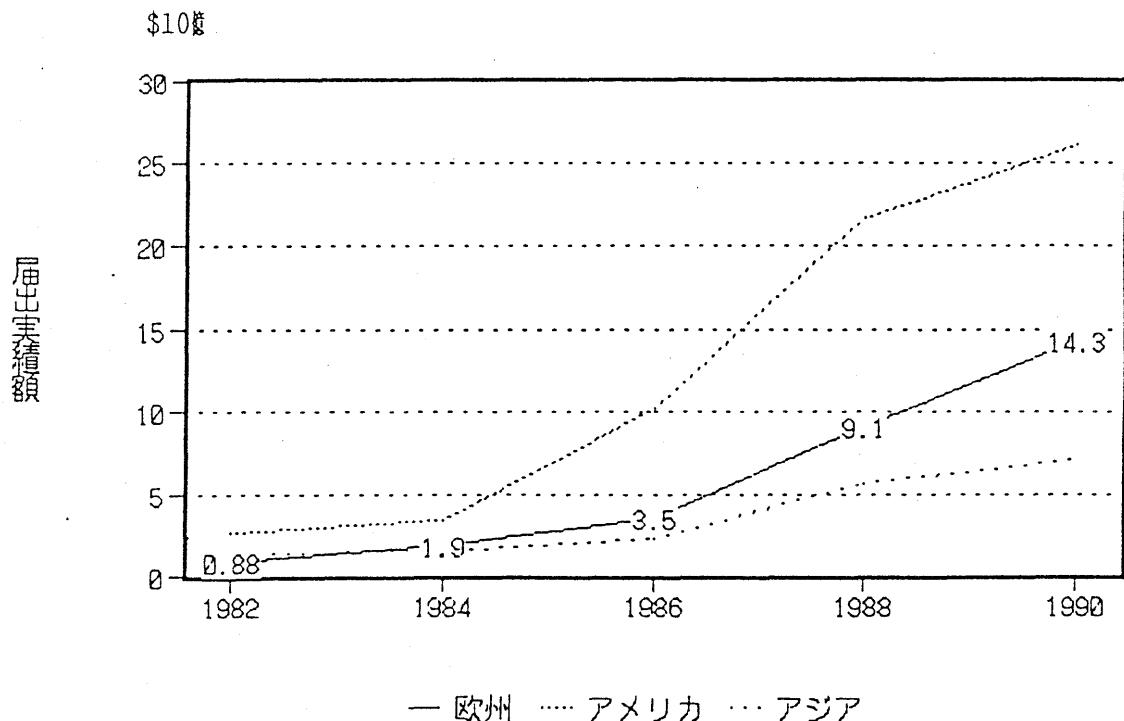
日本の貿易にしめる各地域のシェア

(%)

1980年			1990年		
相手地域	輸出	輸入	相手地域	輸出	輸入
EC	14.0	5.4	EC	18.8	14.3
EFTA	2.5	1.2	EFTA	2.9	2.9
合計	16.5	6.6	合計	21.7	17.2
アメリカ	24.5	16.5	アメリカ	31.7	23.1
アジア	28.1	26.2	アジア	31.1	32.2

出典：原数字は大蔵省「財政金融統計月報」92・6号

日本の海外直接投資額の推移



注) 届け出ベース。

出典：大蔵省「財政金融統計月報」91・8号

注.

- (1) 発足当初のローマ条約に書かれている内容のうち、非関税障壁の撤廃、人、サービス、資本の自由移動などは、1992年の市場統合によって35年後によくやく達成されることとなる。
- (2) 特定多数決の各国別の得票数は以下のとおり。

フランス、ドイツ、イタリア、イギリス	各10票	スペイン	8票
ベルギー、ギリシア、オランダ、ポルトガル	各5票		
デンマーク、アイルランド	各3票	ルクセンブルク	2票
			合計 76票
- (3) これらの機関には、EFTA諸国も参加済みである。
- (4) 1992年までに調整が終わらずに先送りされそうなものは、生命保険の単一市場の実現、税制の調和などごく一部と見込まれている。
- (5) 1992年度のEC予算のうち55%が農業政策に向けられており、地域振興は28%に止まっている。CAPに関しては、従来の価格支持から所得補償への抜本的な内容変更を行い、EC予算の硬直要因を解消することに合意した(92年5月)。
今後農業政策の転換が順調に進めば、予算にしめる比重は低下していき、その分を地域振興に振り向けることも可能となるであろう。
- (6) アドルフ・ローゼンシュトック「欧洲通貨統合、挫折の危険も」、日本経済新聞
1992年4月16日。
- (7) 1990年10月からノルウェーが、91年5月からスウェーデン、6月からフィンランドがそれぞれECUとリンクを開始している。なお、オーストリアはドイツマルクとリンクしている。
- (8) マーストリヒト条約の正式名称は欧洲連合条約であり、その意味では欧洲連合は同条約が成立すれば1993年には発足するといえる。しかし同条約では、共通外交・防衛政策については政府間協力や相互連絡に止まっており、EC政府が独自の政策を採ることは予定されていない。なお、これは1996年に見直しを行うこととされている。
- (9) マーストリヒト条約の批准に関してデンマークでの国民投票が反対となった背景には、権限がEC政府に集中することへの不安が大きかったと思われる。これも、単に権限が集中するというよりも、自分たちに直接責任を負わないEC政府への権限の委譲に対する不安感の表れと解することができよう。

参考文献

- 金丸輝男編 1987、「EC—欧洲統合の現在」創元社
岸上慎太郎、田中友義編著 1989、「EC1992年ハンドブック」ジャパンタイムズ
小室程夫 1988、「EC通商法ハンドブック」東洋経済新報社
田中俊郎 1991、「EC統合と日本—ポスト1992年に向けて」日本貿易振興会
田中素香 1991、「EC統合の新展開と欧洲再編成」東洋経済新報社
日本貿易振興会 1991、「EC統合と欧洲における規格・認証制度」
藤井良広 1991、「欧洲通貨統合」日本経済新聞社
宮島喬、梶田孝道編 1988、「現代ヨーロッパの地域と国家」有信堂高文社
同 1991、「統合と分化のなかのヨーロッパ」有信堂高文社
EC委員会編 1991、「EC統合白書」日本経済新聞社

Council of the European Communities 1992, "Treaty on European Union"